

第5次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画【案】

～自分たちのまちは、自分たちで創り、守る～

令和8年1月

広島市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の目的	
3 「安全」の定義	
4 計画の位置付け	
5 計画期間	
第2章 現状と課題	2
1 これまでの取組	
2 犯罪の状況	
3 市民意識の実態	
4 課題	
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 基本目標	
2 行動理念	
3 市、市民及び事業者の役割	
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連	
5 体系図	
第4章 基本方針及び基本施策	16
1 防犯意識の高いひとづくり	
2 防犯力の高い地域づくり	
3 犯罪の起こりにくい環境づくり	
4 再犯防止のための体制づくり	
5 犯罪被害者等への支援体制づくり	
第5章 重点的な取組	21
1 こども・女性への犯罪防止	
2 詐欺対策の推進	
3 地域防犯力の向上	
第6章 計画の推進	23
1 全市的な推進体制	
2 本市の推進体制	
3 計画の進行管理	
《付属資料》	25

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

この計画は、「広島市安全なまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）第5条の規定に基づくものであり、学識経験者、各種団体の関係者、公募委員等で構成される「広島市安全なまちづくり推進協議会」における審議、令和6年12月に実施した市民・地域防犯活動団体アンケート調査結果などを踏まえて策定するものです。

この計画を指針として、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して総合的な施策に取り組むことにより、犯罪の起こりにくい安全なまちを実現します。

2 計画の目的

この計画は、まちづくりの観点から、市民一人一人の規範意識の向上や連帯感の醸成等に努めるとともに、防犯活動等に取り組む市民や地域団体への支援を通じて、地域の防犯力を高めることにより、犯罪の起こりにくい安全なまちをつくることを目的とします。

3 「安全」の定義

この計画における「安全」とは、市民の生命、身体及び財産に対して危害又は損害を及ぼす犯罪からの「安全」とします。例えば、交通事故や火災・地震などの災害、労働災害といった分野における安全については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、この計画の範囲に含めません。

4 計画の位置付け

この計画は、第6次広島市基本計画の部計画として位置付けます。

5 計画期間

この計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しをすることがあります。

第2章 現状と課題

1 これまでの取組

(※数字)は用語解説が付属資料にあります。

本市における刑法犯認知件数(※1)が3万件に迫った平成14年当時は、ひったくりや自転車盗、車上ねらいなど、市民の身近で発生する犯罪が多発し、「危険水域にある治安情勢」と言われ、それまでの「我国は犯罪が少ない安全な社会である」という「安全神話」が大きく揺らぐことになりました。

こうした中、犯罪から安全を取り戻すため、市民、事業者、行政等が協働して、官民一体となった犯罪の起こりにくい安全なまちづくりのための取組を実施してきました。

(1) 平成15年度から平成17年度までの取組

平成15年から平成17年までの3年間で刑法犯認知件数を平成14年対比で3割減少させるという目標を掲げ、市、市民、事業者、警察、関係機関が連携して、様々な取組を実施し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組みました。また、平成16年には「広島市安全なまちづくり推進条例」を制定しました(平成16年7月施行)。

この結果、平成17年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ37.6%減少しました。

(2) 平成18年度から平成22年度までの取組

平成18年12月に条例に基づいて基本計画(第1次)(計画期間:平成18年度~平成22年度)を策定しました。この基本計画では、「本市の刑法犯認知件数を平成18年から平成22年までの5年間でピーク時(平成14年基準)の半減を目指す。」という目標を掲げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進しました。

この結果、平成22年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ53.2%減少し、目標を達成しました。

(3) 平成23年度から平成27年度までの取組

平成23年3月に条例に基づいて第2次基本計画(計画期間:平成23年度~平成27年度)を策定しました。この基本計画では、「刑法犯認知件数が戦後最も少なかった昭和48年の12,774件を下回り、政令指定都市の中で人口千人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率(※2))が最も少ない都市を目指す。」という二つの目標と四つの基本方針を掲げ、様々な取組を推進しました。

この結果、平成27年の刑法犯認知件数は、8,983件まで減少しましたが、犯罪率は政令指定都市の20都市中、少ない方から7番目でした。

(4) 平成28年から令和2年度までの取組

平成28年3月に条例に基づいて第3次基本計画(計画期間:平成28年度~令和2年度)を策定しました。この基本計画では、「刑法犯認知件数を、7,500件/年以下とするとともに、『体感治安(※3)が5年前と比べ良くなった』と感じる市民の割合を、25%以上とする。」という二つの目標と第2次基本計画に引き続き、四つの基本方針を掲げるとともに、三つの重点施策を挙げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進しました。

この結果、令和2年の刑法犯認知件数は、5,726件で目標を達成しましたが、体感治安が良くなったと感じる市民の割合は、9.5%(令和元年アンケート調査)でした。

(5) 令和3年度からの取組

令和3年3月に条例に基づいて第4次基本計画(計画期間:令和3年度~令和7年度)を策定しました。この基本計画では、「刑法犯認知件数を、5,700件/年以下とするとともに、不安を感じる犯罪(※4)の認知件数を2,600件/年以下とする。」という二つの目標と五つの基本方針を掲げるとともに、三つの重点施策を挙げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進しました。

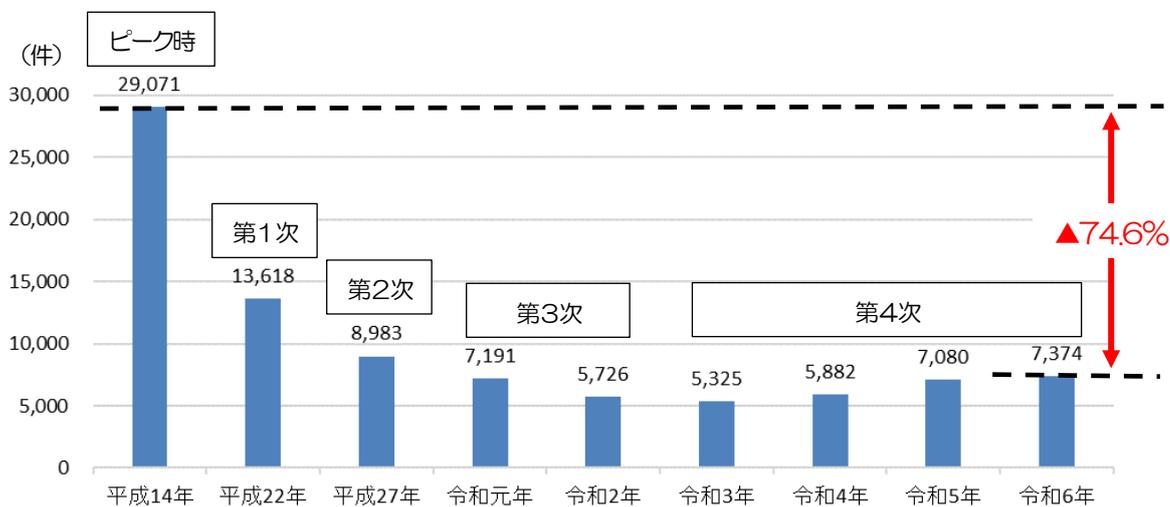
この結果、令和3年にコロナ禍による人流の停滞等もあり刑法犯認知件数5,325件、不安を感じる犯罪の認知件数2,304件と目標を達成しました。しかしながら、翌年の令和4年以降は増加に転じ、令和6年の刑法犯認知件数は7,374件、不安を感じる犯罪の認知件数は3,326件でした。

2 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時（29,071件）と比較して、令和6年には7,374件となり、74.6%の大幅な減少となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症対策が緩和された令和4年以降は増加に転じており、今後の動向を注視する必要があります。



資料：広島県警察提供

(2) 政令指定都市の犯罪率

本市の犯罪率を他の政令指定都市と比較すると、令和6年は20都市中少ない方から11番目となっています。

令和元年 (件)	令和2年 (件)	令和3年 (件)	令和4年 (件)	令和5年 (件)	令和6年 (件)	人口 (人)
横浜市 (4.30)	横浜市 (3.61)	横浜市 (3.38)	熊本市 (3.50)	横浜市 (4.26)	横浜市 (4.64)	3,771,005
川崎市 (4.31)	熊本市 (3.61)	熊本市 (3.55)	横浜市 (3.77)	熊本市 (4.39)	浜松市 (4.84)	783,131
浜松市 (4.46)	川崎市 (4.03)	川崎市 (3.66)	川崎市 (3.79)	浜松市 (4.52)	熊本市 (5.10)	731,372
熊本市 (4.79)	浜松市 (4.14)	相模原市 (3.91)	静岡市 (4.10)	静岡市 (4.58)	静岡市 (5.18)	671,515
相模原市 (5.49)	札幌市 (4.43)	新潟市 (4.15)	浜松市 (4.17)	川崎市 (4.95)	川崎市 (5.21)	1,552,270
札幌市 (5.61)	相模原市 (4.53)	静岡市 (4.23)	新潟市 (4.17)	新潟市 (5.16)	新潟市 (5.42)	765,494
静岡市 (5.72)	新潟市 (4.57)	浜松市 (4.32)	相模原市 (4.43)	仙台市 (5.54)	仙台市 (5.60)	1,095,744
広島市 (6.00)	広島市 (4.78)	札幌市 (4.38)	仙台市 (4.76)	京都市 (5.62)	京都市 (5.62)	1,437,092
新潟市 (6.17)	静岡市 (4.79)	広島市 (4.45)	京都市 (4.86)	札幌市 (5.72)	札幌市 (5.81)	1,967,822
岡山市 (6.42)	仙台市 (5.11)	仙台市 (4.79)	札幌市 (4.89)	相模原市 (5.86)	相模原市 (5.82)	723,414
北九州市 (6.52)	岡山市 (5.48)	京都市 (4.80)	広島市 (4.94)	広島市 (5.98)	広島市 (6.25)	1,179,566
仙台市 (6.52)	北九州市 (5.50)	岡山市 (4.92)	岡山市 (5.23)	岡山市 (6.36)	さいたま市 (6.70)	1,350,607
京都市 (7.10)	京都市 (5.59)	さいたま市 (5.12)	さいたま市 (5.31)	さいたま市 (6.50)	千葉市 (6.93)	985,059
千葉市 (7.41)	さいたま市 (6.09)	北九州市 (5.49)	北九州市 (5.90)	北九州市 (6.60)	岡山市 (6.93)	712,571
さいたま市 (7.68)	千葉市 (6.19)	堺市 (5.94)	千葉市 (6.04)	千葉市 (7.16)	北九州市 (7.14)	907,399
神戸市 (7.69)	堺市 (6.36)	千葉市 (5.96)	堺市 (6.37)	堺市 (7.61)	堺市 (7.67)	806,263
堺市 (8.08)	福岡市 (6.74)	神戸市 (6.24)	福岡市 (7.03)	福岡市 (7.71)	神戸市 (8.32)	1,492,017
名古屋市 (8.68)	名古屋市 (6.96)	福岡市 (6.29)	神戸市 (7.03)	神戸市 (8.02)	福岡市 (8.70)	1,659,098
福岡市 (8.80)	神戸市 (7.16)	名古屋市 (6.81)	名古屋市 (7.37)	名古屋市 (8.53)	名古屋市 (9.11)	2,332,369
大阪市 (15.07)	大阪市 (12.27)	大阪市 (11.19)	大阪市 (12.22)	大阪市 (14.21)	大阪市 (14.31)	2,795,562

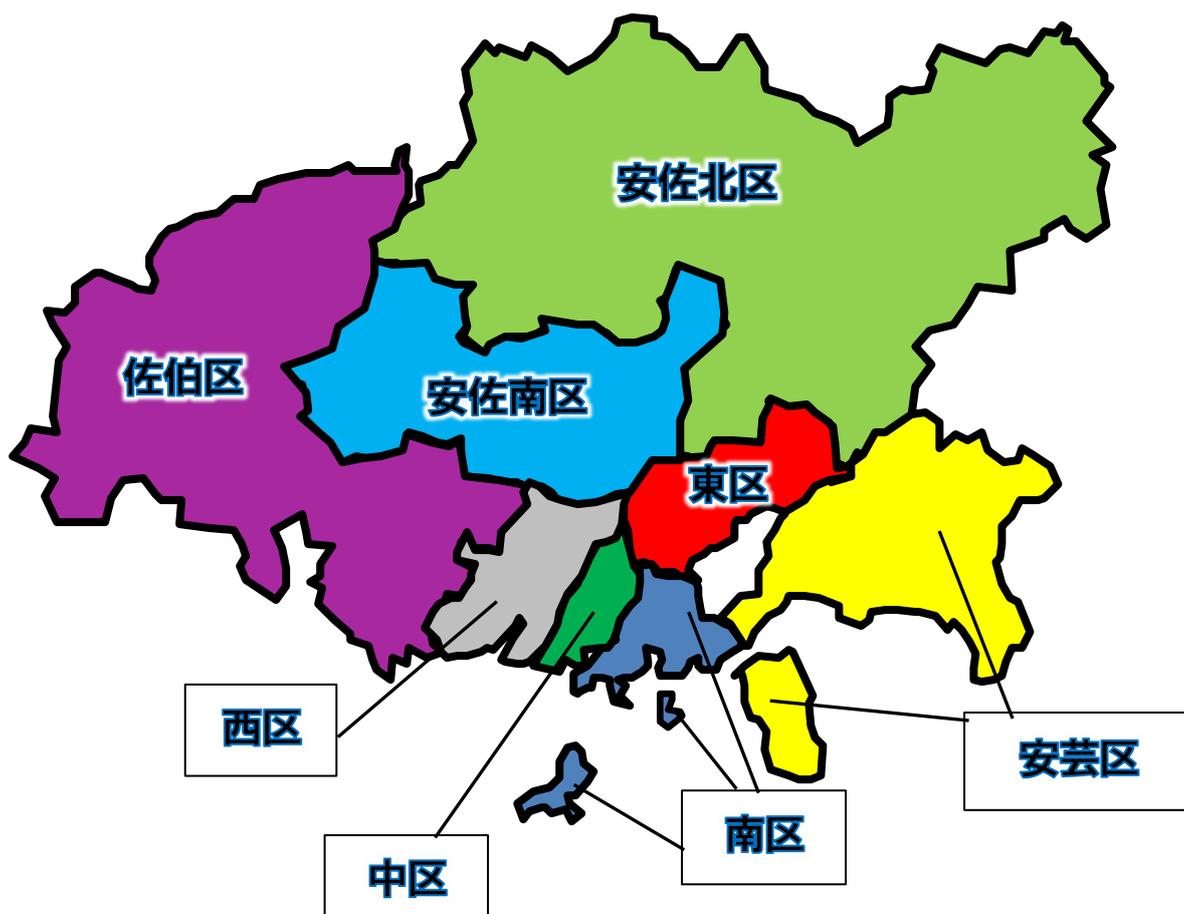
資料：福岡市調査、人口は令和6年12月1日現在

(3) 各区の刑法犯認知件数の状況

令和6年における市全体の状況は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年と比べて2.5%増加しています。犯罪率は、繁華街・歓楽街が所在する中区や広島島の陸の玄関口である広島駅が所在する南区で高くなっています。

区分	令和元年(件)	令和6年(件)	増減数(件)	増減率(%)	犯罪率(件)	人口(人)	参考:ピーク時 (平成14年:件)
中区	2,068	2,084	16	0.8%	14.49	143,792	7,344
東区	508	635	127	25.0%	5.46	116,291	2,315
南区	1,194	1,232	38	3.2%	8.58	143,513	4,394
西区	1,228	1,050	▲178	▲14.5%	5.65	185,827	4,519
安佐南区	990	1,062	72	7.3%	4.33	244,992	4,622
安佐北区	473	435	▲38	▲8.0%	3.27	133,089	2,151
安芸区	242	224	▲18	▲7.4%	3.06	73,263	1,158
佐伯区	488	652	164	33.6%	4.70	138,799	2,568
全市	7,191	7,374	183	2.5%	6.25	1,179,566	29,071

資料：広島県警察提供、人口は令和6年12月1日現在

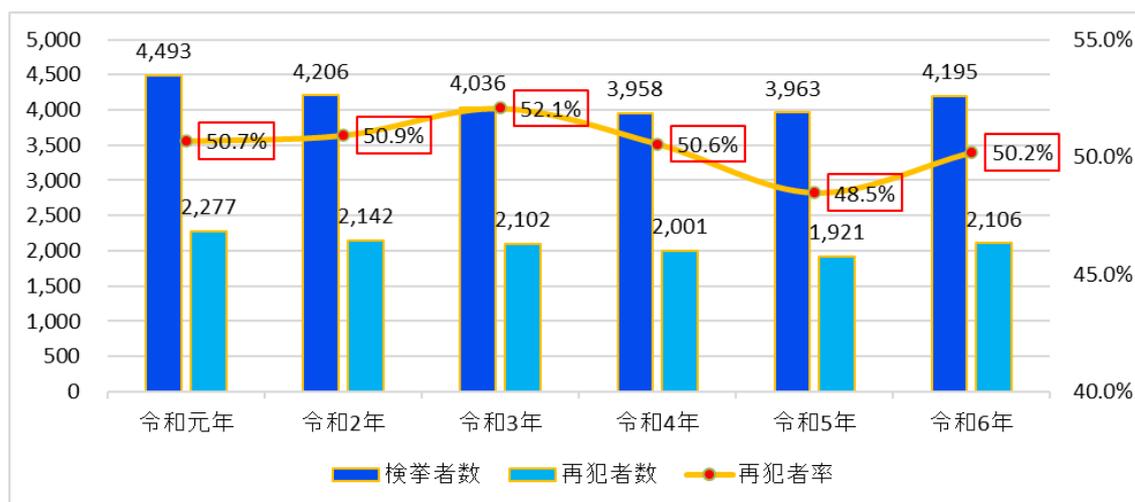


(4) 再犯者 ※5・再非行少年 ※6 の状況

刑法犯検挙者中再犯者率は50%前後を、犯罪少年の再非行少年率は30%前後を推移しています。刑法犯認知件数を減少させるためには、再犯を防止するための取組を推進する必要があります。

ア 広島県の刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

年	検挙者数 (人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)
令和元年	4,493	2,277	50.7%
令和2年	4,206	2,142	50.9%
令和3年	4,036	2,102	52.1%
令和4年	3,958	2,001	50.6%
令和5年	3,963	1,921	48.5%
令和6年	4,195	2,106	50.2%

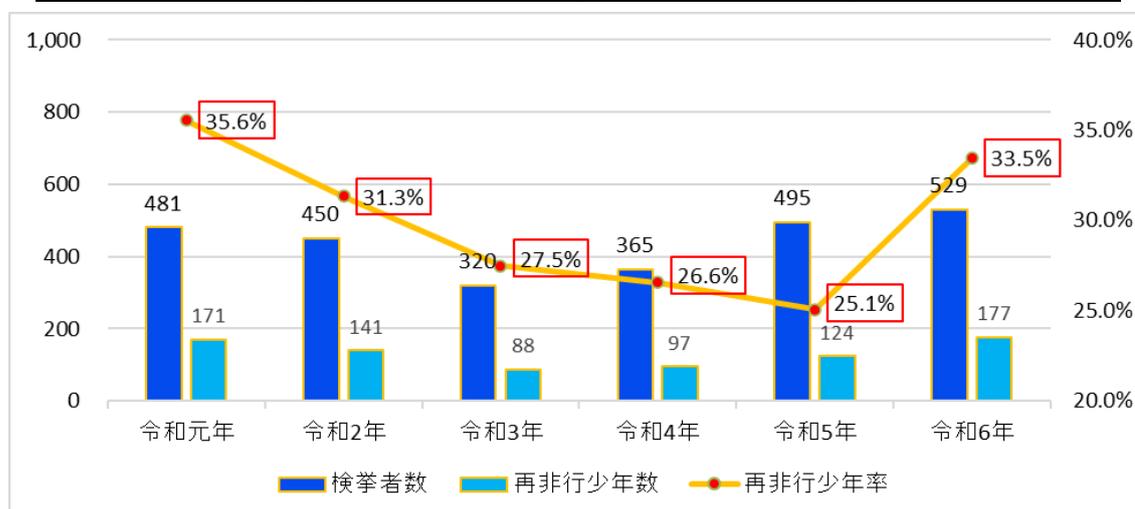


資料：法務省提供

イ 広島県の刑法犯検挙者中の再非行少年数・再非行少年率 (犯罪少年)

(14歳以上の罪を犯した少年(20歳未満))

年	検挙者数 (人)	再非行少年数 (人)	再非行少年率 (%)
令和元年	481	171	35.6%
令和2年	450	141	31.3%
令和3年	320	88	27.5%
令和4年	365	97	26.6%
令和5年	495	124	25.1%
令和6年	529	177	33.5%



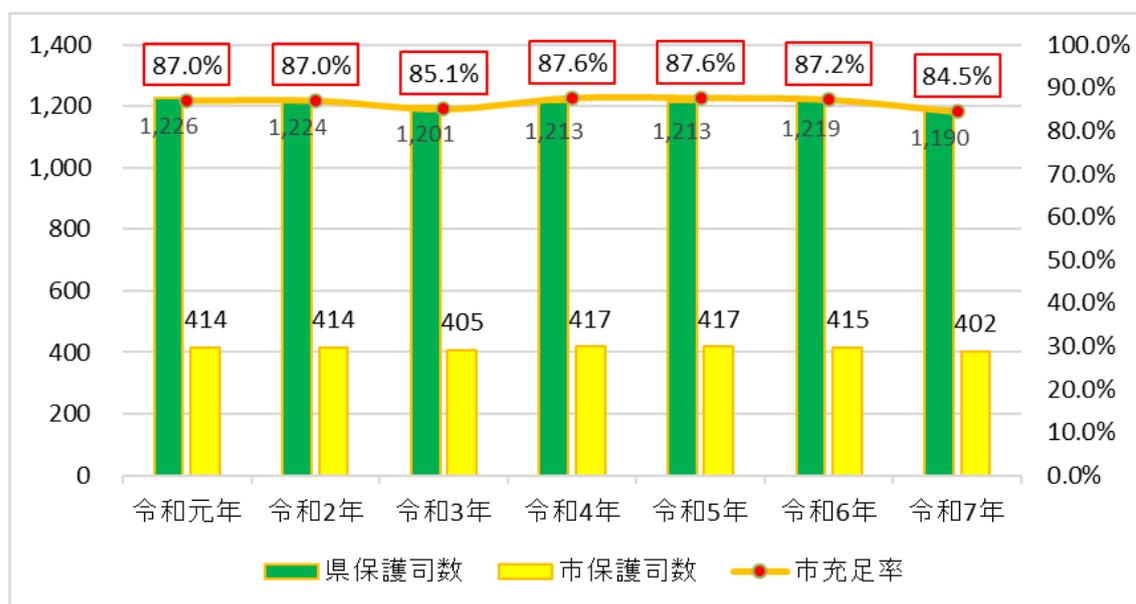
資料：広島県警察提供

(5) 保護司(※7)数及び保護司充足率の推移の状況

再犯防止の取組には、保護司の果たす役割が重要です。広島市内の保護司の充足率は、85%前後を推移しており、令和7年は84.5%となっています。

年	県保護司数(人)	市保護司数(人)	市充足率(不足数:人)
令和元年	1,226	414	87.0%(62)
令和2年	1,224	414	87.0%(62)
令和3年	1,201	405	85.1%(71)
令和4年	1,213	417	87.6%(59)
令和5年	1,213	417	87.6%(59)
令和6年	1,219	415	87.2%(61)
令和7年	1,190	402	84.5%(74)

資料：広島保護観察所提供



資料：広島保護観察所提供

(6) 本市の犯罪情勢

ア 令和6年の特殊詐欺(※8)の認知件数・被害額は、令和2年と比較して、件数は2倍以上、被害額は7倍以上となり、非常に憂慮すべき状況にあります。高齢者の被害が多い傾向にありますが、詐欺の手口が年々変化し、悪質巧妙化したことにより、全世代に被害が拡大しています。また、被害額は、高齢者の被害が高額になる傾向があります。

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認知件数(件)	95	52	96	110	177	126
被害額(万円)	17,221	7,363	14,913	32,846	41,120	56,353

※被害額は千の単位を四捨五入した概算 資料：広島県警察提供

イ 令和5年以降、急激に増加したSNS型投資詐欺(※9)及びSNS型ロマンス詐欺(※10)の認知件数・被害額は、特殊詐欺の認知件数・被害額を大きく上回っており、令和6年は合計件数153件、合計被害額約14億円となっています。SNS型投資詐欺の被害者は、40歳代以上が多く、SNS型ロマンス詐欺は、全世代が被害に遭っているという特徴があります。

区分	令和6年		
	SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺	合計
認知件数(件)	121	32	153
被害額(万円)	114,459	24,986	139,445

※被害額は千の単位を四捨五入した概算 資料：広島県警察提供

ウ こどもと女性に対する声かけ事案等の把握件数は、減少傾向にありますが、依然高い水準で推移しており、1日平均3～4件程度の声かけ事案等が発生している状況が続いています。

区分	令和元年(件)	令和2年(件)	令和3年(件)	令和4年(件)	令和5年(件)	令和6年(件)
こども	621	519	555	506	564	501
女性	844	782	802	714	714	703
合計	1,465	1,301	1,357	1,220	1,278	1,204

資料：広島県警察提供

3 市民意識の実態

この計画を策定するに当たり、市民や地域防犯活動団体（以下「団体」という。）の治安に対する意識や安全なまちづくりに対する取組等を把握するため、市民（3,000人）及び団体（90団体）を対象としたアンケート調査を令和6年12月に実施しました。（回答数：1,348人、81団体）

調査結果の数値は百分比（％）で示しており、比較可能な前回調査（令和元年）の結果を（ ）で付記しています。

※1 本文及び表中に示した調査結果の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。

※2 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。

(1) 地域の治安

ア 市民調査では、地域の治安について、「良い」、「やや良い」が32.0%、「普通」が55.1%、「悪い」、「やや悪い」が6.9%となっています。

また、5年前と比べた地域の治安について、「良くなった」、「やや良くなった」（以下「良くなった」という。）が9.2%、「悪くなった」、「やや悪くなった」（以下「悪くなった」という。）が12.7%、「変わらない」が59.6%となっています。

「良くなった」と感じる理由について、「居住環境が良くなった」（41.9%）、「地域住民の防犯意識や連帯感が高くなった」（33.9%）、「防犯カメラなどの防犯機器が増えた」（29.0%）と回答した割合が高くなっています。

一方、「悪くなった」と感じる理由について、「全国で発生する様々な犯罪報道により不安が増加した」（43.9%）、「インターネットや携帯電話（スマートフォン）を利用した見えない相手からの犯罪が増加した」（38.6%）、「法律や条例で規制できないマナー違反が増加した」（36.8%）と回答した割合が高くなっています。

体感治安は、今回調査も前回調査も「変わらない」と感じる人の割合が約6割となっており、大きな変化はみられません。なお、体感治安については、全国で発生する様々な犯罪報道、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を利用した見えない相手からの犯罪の増加など、地域の治安情勢に関係ない要因により「悪くなった」と感じる考えられます。

イ 市民調査では、自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと不安を感じることにについて、「インターネットや携帯電話（スマートフォン）サイトを利用した犯罪」（48.2%）、「空き巣などの侵入犯罪」（41.6%）、「オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺」（35.5%）と回答した割合が高くなっています。

また、犯罪にあう（犯罪が起こる）かもしれないと不安を感じる場所について、市民調査では「暗がりや人気のない場所」（71.1%）、団体調査では「公園・広場」（59.3%）と回答した割合が最も高くなっています。

また、両調査で、「路上」（市民調査：41.9%、団体調査：35.8%）と回答した割合も高く、市民が不安を感じる場所となっています。

インターネット等を利用した犯罪、空き巣などの侵入犯罪や特殊詐欺の減少を図ること、また、暗がりや人気のない場所、公園・広場、路上などの公共空間における防犯対策を行うことで、市民及び団体の不安解消に繋がると考えられます。

○地域の治安についてどう感じていますか【市民、団体】

区分	良い・やや良い	普通	悪い・やや悪い	わからない・無回答
市民	32.0% (28.7%)	55.1% (59.6%)	6.9% (8.0%)	5.9% (3.8%)
団体	54.3% (48.8%)	42.0% (46.3%)	1.2% (1.2%)	2.5% (3.6%)

○地域の治安は以前（概ね5年前）と比べどう感じますか【市民、団体】

区分	良くなった・やや良くなった	変わらない	悪くなった・やや悪くなった	わからない・無回答
市民	9.2% (9.5%)	59.6% (57.6%)	12.7% (11.1%)	18.5% (21.8%)
団体	23.4% (30.5%)	69.1% (56.1%)	4.9% (1.2%)	2.5% (12.2%)

○自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと、不安に感じることは何ですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

インターネットや携帯電話（スマートフォン）サイトを利用した犯罪	48.2% (41.9%)
空き巣などの侵入犯罪	41.6% (39.5%)
オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺	35.5% (40.4%)
殺人、強盗などの凶悪な犯罪	23.9% (9.4%)
ひったくり、路上強盗	17.4% (24.0%)
悪質商法	16.8% (14.4%)
こどもの連れ去りやいたずら	15.7% (18.3%)

【団体】

空き巣などの侵入犯罪	49.4% (50.0%)
自転車・バイクなどの乗り物盗	44.4% (30.5%)
オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺	44.4% (43.9%)
インターネットや携帯電話（スマートフォン）サイトを利用した犯罪	27.2% (15.9%)
こどもの連れ去りやいたずら	22.2% (20.7%)
車上ねらい、置き引き	16.0% (13.4%)
悪質商法	14.8% (19.5%)

○自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと、不安に感じる場所はどこですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

暗がりや人気のない場所	71.1% (69.1%)
路上	41.9% (45.9%)
自宅・マンション	34.8% (23.3%)
繁華街	27.3% (25.2%)
公園・広場	11.3% (13.3%)
駐車場・駐輪場	10.9% (15.3%)
バスや電車などの乗り物	9.3% (6.5%)

【団体】

公園・広場	59.3% (46.3%)
暗がりや人気のない場所	54.3% (61.0%)
路上	35.8% (50.0%)
自宅・マンション	34.6% (15.9%)
駐車場・駐輪場	32.1% (23.2%)
駅	4.9% (8.5%)
店舗	4.9% (4.9%)

(2) 安全・安心に暮らすため強化する取組

市民調査では、「個々の防犯意識の向上」「社会モラルの向上」など意識の向上を求めるものと「防犯カメラ等の整備」と回答した割合が高くなっています。

団体調査では、「個々の防犯意識の向上」「防犯カメラ等の整備」「こどもの安全対策」など、団体の活動に直接関係のある項目を回答した割合が高くなっています。前回調査と比べると、高齢者などの犯罪弱者の安全対策を強化すべきという意見が増えています。

安全安心の確保のためには、防犯意識・モラルの向上や防犯カメラの整備、こどもや高齢者の安全確保などが必要とされています。

これらに対応する具体的な対策としては、市政出前講座等での意識啓発、不審な電話や通知、インターネット上の不審な広告や投稿等に対する適正な対処方法の広報啓発、こどもや高齢者に対する見守り活動への支援、防犯カメラの設置による犯罪抑止等が考えられます。

○安全安心に暮らすため強化すべき取組は何ですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

防犯カメラ等の整備	41.5% (41.3%)
個々の防犯意識の向上	36.8% (34.1%)
社会モラルの向上	35.2% (42.6%)
警察による取締強化	28.6% (20.5%)
高齢者の安全対策	23.4% (19.8%)
こどもの安全対策	23.2% (26.9%)
防犯情報の提供	18.9% (16.1%)

【団体】

個々の防犯意識の向上	44.4% (42.7%)
防犯カメラ等の整備	40.7% (45.1%)
こどもの安全対策	38.3% (45.1%)
高齢者の安全対策	38.3% (34.1%)
地域防犯活動の活性化	34.6% (41.5%)
防犯情報の提供	25.9% (29.3%)
警察による取締強化	21.0% (17.1%)

(3) 地域の防犯活動に対して行政に求める支援

市民調査では、「犯罪発生情報の提供」「活動に対する安全確保」「活動参加者を増やすための働きかけ」と回答した割合が高くなっています。

団体調査では、「犯罪発生情報の提供」「活動参加者を増やすための働きかけ」「活動参加者の育成・指導」と回答した割合が高くなっています。

このようなことを踏まえ、今後、行政としては、犯罪発生などに関する情報提供を行うとともに、活動参加者を増やすための働きかけなどに取り組んでいく必要があります。

○地域の防犯活動に対して行政に求める支援は何ですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

犯罪発生情報の提供	52.8% (51.2%)
活動に対する安全確保	29.7% (30.6%)
活動参加者を増やすための働きかけ	25.4% (28.5%)
活動に対する財政支援	24.5% (18.1%)
活動参加者の育成・指導	24.3% (28.5%)
活動に必要な物品等の提供や貸与	19.2% (16.9%)
活動内容の広報	18.2% (18.2%)

【団体】

犯罪発生情報の提供	56.8% (59.8%)
活動参加者を増やすための働きかけ	40.7% (36.6%)
活動参加者の育成・指導	35.8% (43.9%)
活動に対する財政支援	33.3% (15.9%)
活動に必要な物品等の提供や貸与	28.4% (28.0%)
活動に対する安全確保	24.7% (29.3%)
活動内容の広報	17.3% (19.5%)

(4) 地域の防犯活動に対する市民の参加状況

地域の防犯活動に「取り組んだことがある」は14.2%、「ない」は84.4%で、前回調査に比べ、「取り組んだことがある」が減少し、「ない」が増加しています。

「取り組んだことがない」理由としては、「参加の仕方がわからない」「時間がない」「知り合いがいない」と回答した割合が高くなっています。

○地域防犯活動に取り組んだことがありますか【市民】

取り組んだこと あり	取り組んだこと なし	無回答
14.2% (17.1%)	84.4% (82.0%)	1.3% (1.0%)

○取り組んだことがない理由は何ですか【市民】 (上位7位まで、複数回答)

参加の仕方がわからない	時間がない	知り合いがいない	生活が制約される	できそうなことがない	人間関係が難しい	必要性を感じない
47.0% (44.8%)	40.7% (44.3%)	21.9% (20.1%)	17.5% (15.4%)	13.1% (12.6%)	12.1% (9.9%)	6.6% (6.5%)

(5) 防犯活動に取り組むうえでの課題

市民及び団体調査ともに、「参加者、構成員の高齢化」「後継者不足」「構成員の減少」など「人」に関する課題が上位になっています。

地域の防犯活動を維持し活性化していくためには、参加者を確保すること、とりわけ若い世代に参加してもらうことが必要です。また、住民、学生、事業者など多様な主体が気軽に参加できる環境づくりや活動のきっかけづくりが必要です。

○防犯活動に取り組むうえでの課題は何ですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

参加者の高齢化	65.1% (65.7%)
参加者が少ない	60.4% (54.1%)
地域住民の理解や協力が得られない	16.1% (12.9%)
行政や他団体との連携が不足	15.6% (15.5%)
地域の犯罪や防犯活動に関する情報の不足	14.1% (15.5%)
活動費用の不足	10.4% (5.2%)
活動に必要な物品の不足	6.3% (4.7%)

【団体】

構成員の高齢化	91.4% (91.5%)
後継者不足	69.1% (62.2%)
構成員の減少	39.5% (26.8%)
活動のマンネリ化による意識低下	12.3% (18.3%)
活動費用の不足	8.6% (7.3%)
団体同士の連携や協力体制が不十分	8.6% (4.9%)
活動の目標設定がしにくい	8.6% (1.2%)

(6) 防犯情報の入手先

テレビ、携帯電話（スマートフォン）サイトやメール・SNS、新聞などが主な情報の入手先となっています。前回調査と比較すると、携帯電話（スマートフォン）サイトやメール・SNSから情報を入手する市民の割合が増えています。

効果的な広報啓発を行うためには、対象者や社会情勢の変化により、適切な媒体を選ぶ必要があります。

○防犯に関する情報はどこから入手していますか【市民】（上位7位まで、複数回答）

テレビ	携帯電話（スマートフォン）サイトやメール・SNS	新聞	町内会や地域活動団体のチラシ・回覧	知人からの口コミ	市の広報紙やチラシ	ラジオ
81.5% (87.7%)	51.7% (30.9%)	47.3% (59.2%)	24.6% (28.4%)	19.4% (22.1%)	13.9% (20.2%)	12.6% (15.8%)

(7) 特殊詐欺対策

市民調査では、特殊詐欺の被害にあわないためにとっている対策について、「知らない電話番号からの着信は留守番電話機能を使って選別している」、「テレビやインターネット等で特殊詐欺の手口や対策を見て情報収集し学んでいる」、と回答した割合が高くなっています。一方で、約1割の方が「特に何もしていない」と回答しています。

また、高齢者が特殊詐欺の被害にあわないために行政や警察が行うべき取組について、「テレビ、ラジオ、新聞などの広報」、「防犯機能付き電話機設置のための補助制度の実施」「金融機関の窓口職員による注意喚起」と回答した割合が高くなっています。

特殊詐欺は、その手口が年々悪質・巧妙化していることから、防止策について、きめ細かな広報啓発を行うとともに、こどもや孫など家族や地域住民から高齢者へ周知を行うことや、補助制度の実施により防犯機能付き電話機の設置を促進することも効果的な防止策と考えられます。

○特殊詐欺の被害にあわないためどのような対策をとっていますか【市民】（上位3位まで）

知らない電話番号からの着信は留守番電話機能を使って選別している	49.9%
テレビやインターネット等で特殊詐欺の手口や対策を見て情報収集し学んでいる	17.2%
特に何もしていない	9.6%

○高齢者が特殊詐欺の被害にあわないため行政が行う取組は何が有効ですか【市民】

（上位7位まで、複数回答）

テレビ、ラジオ、新聞などの広報	防犯機能付き電話機設置の補助	金融機関による注意喚起	金融機関の掲示物による広報	高齢者が集まる場所での広報	見守り活動などによる注意喚起	高齢者家族への注意喚起
42.5% (51.8%)	32.0% (-)	29.5% (30.7%)	22.1% (23.7%)	21.4% (24.8%)	21.3% (25.3%)	20.0% (27.1%)

(8) SNS型投資・ロマンス詐欺対策

市民調査では、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害にあわないための対策を、「知っている」が約4割、「知らない」が約6割となっています。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺の対策を知った方法は、「テレビ」、「新聞」、「携帯電話（スマートフォン）サイトやメール・SNS」と回答した割合が高くなっています。

対策を知らないと回答した割合が半数を超えているため、有効な対策を市民に周知していくことが必要です。「テレビ」、「新聞」、「携帯電話（スマートフォン）サイトやメール・SNS」を使って広報することが有効といえることから、行政としてこれらの媒体を使った広報啓発が効果的と考えられます。

○SNS型投資・ロマンス詐欺の被害にあわないための対策を知っていますか【市民】

知っている	知らない	無回答
38.8%	58.5%	2.7%

○SNS型投資・ロマンス詐欺への対策をどのような方法で知りましたか【市民】（上位3位まで、複数回答）

テレビ	78.0%
新聞	39.6%
携帯電話（スマートフォン）サイトやメール・SNS	35.0%

4 課題

- こども、女性への声かけ事案等犯罪の抑止
 - ・ 声かけ事案は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しています。
- 特殊詐欺・SNS型詐欺等被害の抑止
 - ・ 詐欺の手口が年々変化し、悪質巧妙化しており、被害が急激に拡大しています。
 - ・ 被害者の年齢層について、以前は高齢者が中心でしたが若者を含む全世代に拡大しています。
- 地域の防犯活動の担い手の確保
 - ・ アンケート調査の結果を見ると、引き続き地域防犯活動団体の構成員の高齢化や後継者不足が課題となっています。
- 増加傾向にある刑法犯認知件数の抑止
 - ・ これまで減少傾向にあった刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和された令和4年以降は増加に転じています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現

条例が目的としている「市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現」を計画の基本目標とします。

・刑法犯認知件数を年間5,700件以下とします

現状として第4次基本計画における数値目標を達成できていないこと、また、第4次基本計画における数値目標設定時の基準年とした令和元年（第4次基本計画策定年の2年前）の刑法犯認知件数：7,191件と、令和6年（第5次基本計画策定年の2年前）の刑法犯認知件数：7,374件が概ね同水準であることから、引き続き「刑法犯認知件数を年間5,700件以下とする」ことを第5次基本計画の数値目標とします。

2 行動理念

自分たちのまちは、自分たちで創り、守る

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という防犯意識の醸成と、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して、総合的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。

このため、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」を、計画の行動理念とし、各種の取組を進めます。

3 市、市民及び事業者の役割

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、協働して取り組む必要があります。

(1) 市の役割

市は、安全なまちづくりに関する市民及び事業者の意識啓発や自主的な活動を支援し、都市環境整備など市民及び事業者と協働して推進します。

(2) 市民の役割

市民は、自らの安全を確保し、相互に協力して犯罪を防止するための活動を行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の役割

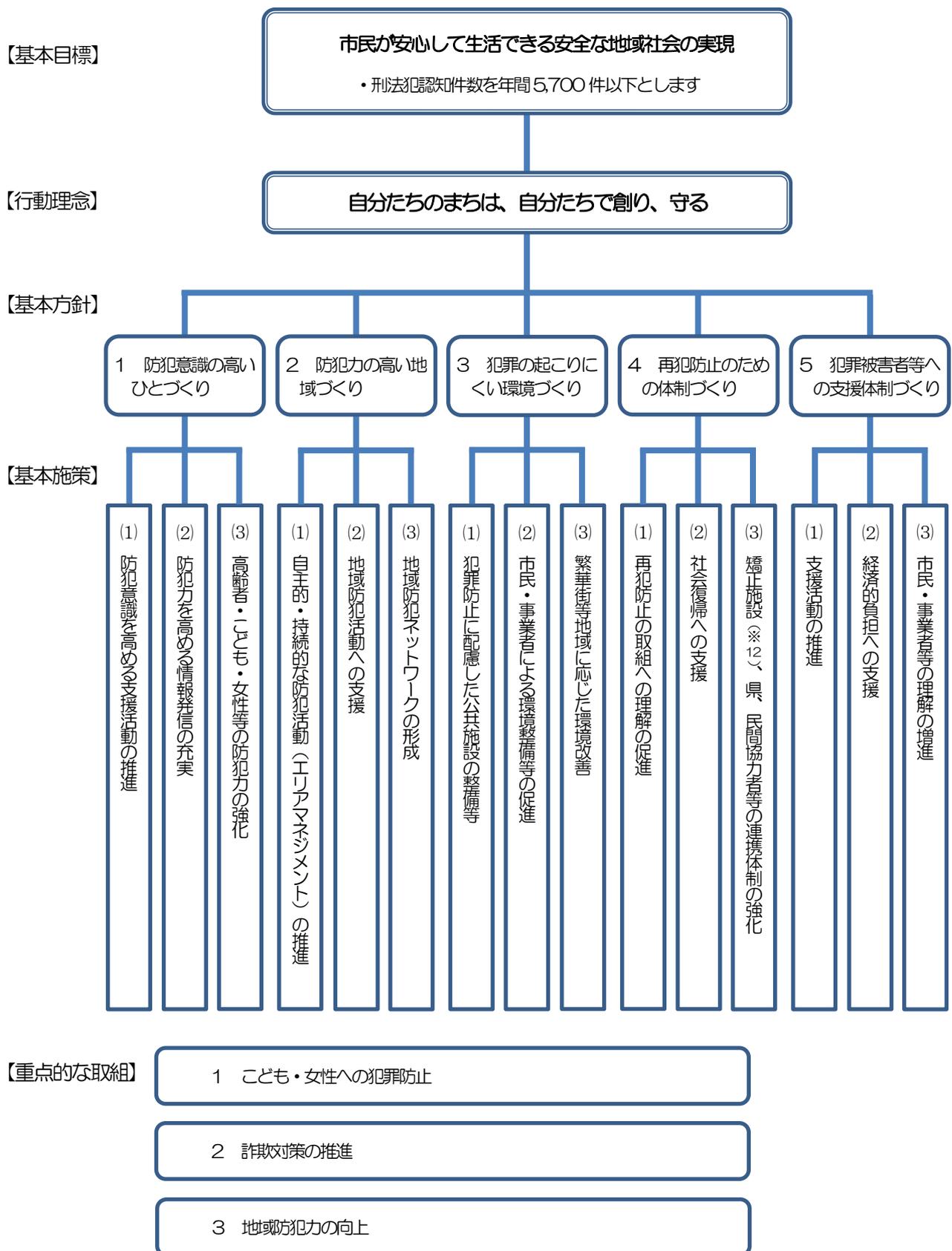
事業者は、地域社会を構成する一員として、犯罪を防止するため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

4 持続可能な開発目標（SDGs）※11 との関連

平成 27 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）との関連を示します。

	3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	16 平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

5 体系図



第4章 基本方針及び基本施策

1 防犯意識の高いひとづくり

刑法犯認知件数はピーク時（平成14年）の約4分の1まで減少しましたが、新型コロナウイルス感染症対策が緩和された令和4年以降、刑法犯認知件数は増加に転じています。犯罪は誰の身にも起こりうるものです。市民一人一人が防犯に関心を持ち、以前に増して悪質巧妙化している犯罪の手口や対策を知り、有効な対処法や最新の犯罪情勢など正しい知識を習得して、適切な対策を講じることができる状況になれば、犯罪被害を防ぐことができます。

また、「自分の安全は自分で守る」とともに、インターネット上におけるSNS等での誹謗中傷などから知らないうちに犯罪を起こしてしまうなど、「自らが犯罪を起こさない」という規範意識や社会モラルの向上が求められます。

さらに、高齢者、こども、女性等被害に遭いやすい犯罪弱者に対しては、防犯力向上のための取組が必要です。こうしたことから、防犯意識の高いひとづくりのために、次の施策を展開します。

(1) 防犯意識を高める支援活動の推進

市民の防犯意識を高め、「犯罪の起こりにくい安全なまちづくり」への理解が深まるよう、犯罪情勢や防犯活動、防犯対策、規範意識や社会モラルの向上などについて、広報紙やイベント、防犯講習会等の様々な媒体や機会を通じて周知するなど積極的な広報啓発に取り組みます。

また、防犯対策や防犯活動等に関する不安や疑問、少年非行の立ち直りなどについての相談支援を行います。

【主な取組】 ※◎は、「第5章 重点的な取組」と重複する取組です。

- ◎ 広報紙、広報番組、ホームページ等による広報
- 市政出前講座・防犯講習会等での意識啓発
- 「減らそう犯罪」区民大会等の開催
- 少年サポートセンターひろしま（※13）による立ち直り支援等
- 防犯対策や防犯活動等に関する支援の実施
- 若者に犯罪を起こさせないための啓発活動

(2) 防犯力を高める情報発信の充実

市民が犯罪の未然防止を図ることができるよう、電子メールや市の公式LINE等様々な媒体を活用し、正確でタイムリーな防犯情報の提供に取り組みます。

【主な取組】

- ◎ 防災情報メール（※14）や市の公式LINEによる不審者情報や犯罪情報の提供
- 学校・保育園等へのメール等による不審者情報の提供
- 福祉施策と連携した高齢者への防犯情報の提供
- ホームページを活用した防犯情報の提供
- 防犯街頭キャンペーンの実施

(3) 高齢者・こども・女性等の防犯力の強化

高齢者・こども・女性等の犯罪弱者の防犯力や危険回避能力を高めるため、被害に遭いやすい犯罪の特徴や傾向、手口などを踏まえた防犯対策に取り組みます。

また、インターネットやSNS等の普及により、知らないうちにこどもが犯罪や迷惑行為を起こさないよう「規範意識」の向上に取り組みます。

さらに、携帯電話（スマートフォン）等が引き金となる犯罪が増加傾向にあることから、携帯電話（スマートフォン）等の電子メディアの適正利用を啓発します。

【主な取組】

- ◎ 詐欺被害抑止のための広報
- ◎ 防犯機能付き電話機設置等補助
- ◎ 市政出前講座・中学生を対象とした犯罪被害等防止教室での意識啓発
- 「こども110番の家（※15）」の周知
- 「こども安全の日」事業の実施
- ◎ 電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進
- 高齢者や女性を対象とした犯罪被害防止の広報啓発活動の実施



2 防犯力の高い地域づくり

多くの地域で市民等による防犯パトロールなどの自主的な防犯活動が行われ、犯罪の抑止に効果をあげています。安全なまちづくりには、市民や事業者等が高い防犯意識を持ち、地域のつながりを深めながら連携・協力して継続的に防犯活動に取り組むことが重要です。しかし、地域の防犯活動団体に参加している構成員の高齢化や、地域における人間関係の希薄化などの課題があります。

また、こどもへのあいさつ運動や町内会・自治会による防犯行事の開催などのコミュニティ活動は、地域に連帯意識を醸成するばかりでなく、犯罪の抑止につながります。

こうしたことから、防犯力の高い地域づくりのために、次の施策を展開します。

(1) 自主的・持続的な防犯活動（エリアマネジメント）の推進

「地域の安全は地域で守る」という自主的・持続的な防犯活動により、地域の連帯感と防犯意識を高め、市民や事業者等が連携・協力して、地域の実情に応じた取組を推進します。

また、多くの市民等が気軽に防犯活動へ参加できるよう、活動の意義や取組内容などを広報し、活動の活性化につなげます。

【主な取組】

- こどもの見守り活動の促進
- 「こども110番の家」の登録の促進
- 青少年指導員による街頭補導
- 若い世代や退職者世代の地域防犯活動団体への参画促進
- 広報紙やホームページなどを活用した地域防犯活動の紹介
- ながら見守り活動（※16）の促進
- 防犯ボランティア活動など高齢者の社会参加の促進

(2) 地域防犯活動への支援

地域での自主的な防犯活動が活発かつ継続的に行われるよう、防犯活動に対する物的・経済的な支援や情報提供を行います。

また、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という機運を高め、活動の定着と拡充を図るため、防犯活動に貢献した市民や団体を表彰するなど担い手の確保・育成に取り組みます。

【主な取組】

- ◎ 防犯リーダー等の人材育成への支援
- 自主防犯パトロール隊等への防犯資機材（※17）の提供
- 防犯組合連合会等への補助
- ◎ 地域防犯カメラ設置補助（※18）
- 安全なまちづくり功労表彰（※19）の実施

(3) 地域防犯ネットワークの形成

防犯活動など地域の様々な活動に市民が積極的に参加することを通じて連帯意識の醸成を図り、世代や新旧の枠を超えて、人々の心が通い合う地域コミュニティの形成を進めます。

また、地域防犯活動が効果的に継続して行われるよう、様々な団体や事業者等との連携を強化し、地域が一体となった防犯活動が行われるためのネットワークを形成します。

さらに、地域で防犯情報等を共有し、その有効活用に取り組みます。

【主な取組】

- 安全なまちづくり推進協議会の開催
- 区役所における「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会等の開催
- 学校における地域等との連絡・調整会議の開催
- セーフティステーション活動（※20）に関するコンビニエンスストア団体との意見交換
- 町内会・自治会への加入促進
- 地域ポータルサイト「こむねっとひろしま（※21）」を活用した防犯情報共有の支援



3 犯罪の起こりにくい環境づくり

犯罪の未然防止には、市民や地域団体による防犯活動などの取組に加え、犯罪を起こさせない環境整備などの取組も必要です。地域によって環境は異なることから、犯罪の特性やコミュニティの状況などその地域に応じた取組を、市民や事業者、地域団体、市が協力して進めることが重要です。

また、身近な生活環境の防犯性を高めることや地域の環境美化に取り組むことなどは、犯罪の起こりにくい環境づくりにつながります。

こうしたことから、犯罪の起こりにくい環境づくりが進むよう、次の施策を展開します。

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

公園や道路などにおいては、見通しの確保や暗がりの解消など犯罪防止に配慮した整備や管理に取り組みます。

また、学校や保育園などにおいては、見通しの確保や不審者の侵入防止などこどもの安全確保に配慮した環境整備に取り組みます。

【主な取組】

- ◎ 公園等の見通しの確保
- ◎ 防犯灯、公園灯の整備
- 通学路の安全点検と整備
- 防犯カメラなど防犯機器の整備
- 見守り巡回用公用車や公用バイクの配備

(2) 市民・事業者による環境整備等の促進

市民や事業者が自ら防犯に資する環境整備に取り組むことは、地域の安全性を高めるとともに、防犯意識の高揚にもつながります。市民や事業者が防犯対策を効果的に行えるよう防犯情報の提供や環境整備の支援などに取り組みます。

また、適切に管理されていない防犯上問題のある空き家については、警察など関係機関と連携した対策を実施します。

【主な取組】

- 自転車の施錠の徹底
- 万引きされない店舗づくりの推進
- 一家一事業所一点灯運動（※22）の推進
- 防犯性能を高める機器・設備等の普及啓発
- ◎ 地域防犯カメラ設置補助
- 街路灯設置補助
- 私道整備補助
- 空き家対策の実施

(3) 繁華街等地域に応じた環境改善

繁華街や住宅街、駅周辺など地域によって犯罪の種類や認知件数は異なります。効果的、継続的な防犯活動を行うため、地域の特性や犯罪情勢などを踏まえ、地域に応じた取組を行います。

また、国内外から観光客が多数訪れる国際平和文化都市として、誰もが安心して観光できるよう繁華街等における安全・安心の確保や防犯情報の提供などに取り組みます。

さらに、落書きなどの迷惑行為も放置することなく対応し、犯罪の起こりにくい環境をつくります。

【主な取組】

- 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくりの推進
- 客引防止対策の推進
- 放置自転車対策の推進
- 落書き消去活動に対する用具等の提供
- 暴力団排除活動の推進
- 少年の非行防止活動の推進



4 再犯防止のための体制づくり

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がないため、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている者が多くいます。市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現のためには、犯罪をした者が再び罪を犯さないようにすることが重要です。そのためには、犯罪をした者等が地域社会において生活を立て直す必要があります。また、社会復帰をするためには、本人の努力だけでなく、地域社会の理解と協力が必要です。

このため、再犯防止に取り組む民間協力者に加えて、平和活動や地域活動など様々な活動に取り組む方々にも協力や連携を求め、本市の「平和の尊さ」を体現する広島らしい再犯防止のための体制づくりを目指します。

こうしたことから、再犯防止のための体制づくりのために、次の施策を展開します。（本市の地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）として位置付けます。）

(1) 再犯防止の取組への理解の促進

犯罪をした者等の社会復帰を支援することについて、地域社会の理解や協力を得るため、保護司や関係団体等と連携し、意識啓発に取り組めます。

【主な取組】

- 広報紙やホームページ等による広報啓発
- 「社会を明るくする運動（※23）」への参画
- 広島市地区保護司会等への事業補助

(2) 社会復帰への支援

犯罪をした者等が社会復帰できるよう、保健・福祉サービスの提供を行います。また、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導を行います。

【主な取組】

- 安定した就労や地域社会における定住先の確保
- 保健医療・福祉サービスの提供
- 少年サポートセンターひろしまにおける相談支援
- 薬物・アルコール・ギャンブル等依存症の相談支援

(3) 矯正施設、県、民間協力者等の連携体制の強化

犯罪をした者等に対する切れ目のない支援を継続的なものとするために、矯正施設、県、民間協力者等の連携体制を強化し、支援に取り組めます。

【主な取組】

- 広島市再犯防止推進連絡会議の開催
- 広島県再犯防止推進連絡会議等への参画



5 犯罪被害者等への支援体制づくり

犯罪被害に遭った方やその家族などは、生命・身体への直接的な被害だけでなく、周囲からの心ない誹謗中傷等により、二次的な心身の被害を受け、さらに傷つけられることもあります。

こうしたことから、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、「広島市犯罪被害者等支援条例」を制定（令和4年4月施行）し、犯罪被害者等への支援体制づくりのために、次の施策を展開します。

(1) 支援活動の推進

警察や犯罪被害者支援団体等と連携し、犯罪被害者等に対し、生活面や精神面での助言や各種情報提供など相談支援活動に取り組みます。さらに、犯罪被害者等の心情に寄り添った支援環境の充実を図ります。

【主な取組】

- 犯罪被害者等総合相談窓口での相談受付・情報提供
- 広島被害者支援センター（※24）への活動支援
- 市営住宅への入居抽選時の優遇

(2) 経済的負担への支援

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、見舞金の支給や、日常生活等支援に要する費用の助成に取り組みます。

【主な取組】

- 犯罪被害者等見舞金の支給
- 家事・介護費用の助成
- 一時保育費用の助成
- 転居費用の助成

(3) 市民・事業者等の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性等について、市民・事業者等の理解を深めるよう、意識啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ホームページや啓発用ポスター等での情報提供
- 街頭キャンペーンの実施
- 市立図書館等での資料展示
- 講演会等の開催



第5章 重点的な取組

本市における犯罪情勢、アンケート調査の結果等から明らかになった安全なまちづくりを進めるうえで抱える重要な課題となる、「子ども・女性への犯罪防止」、「詐欺対策の推進」、「地域防犯力の向上」の3項目について、基本方針、基本施策などを踏まえて重点的に取り組めます。

1 子ども・女性への犯罪防止

子どもと女性に対する声かけ事案等の把握件数は、減少傾向にありますが、依然高い水準で推移しており、1日平均3～4件程度の声かけ事案等が発生している状況が続いています。子どもや女性に対する声かけなどの不審者事案は重大な事件のきっかけになることもあり、早い段階で対応することが必要です。また、子どもや女性が被害に遭いやすい犯罪について、それぞれの犯罪の特性を踏まえ、警察など関係機関と連携し、きめ細かな対策を実施します。

【具体的な取組内容】

- 防災情報メールや市の公式LINEによる不審者情報や犯罪情報の提供
- 市政出前講座・中学生を対象とした犯罪被害等防止教室での意識啓発
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進
- こどもの見守り活動の促進
- 防犯パトロール等の実施
- 公園等での見通しの確保、防犯灯の設置
- 地域防犯カメラ設置補助

2 詐欺対策の推進

詐欺被害については、これまで被害の多かった特殊詐欺に加え、SNS型投資・ロマンス詐欺による被害も急増し、特殊詐欺の被害額を超えるなど深刻な状態となっています。また、被害者の年齢層について、以前は高齢者が中心でしたが、若者を含む全世代に拡大しています。

詐欺の手口は年々変化し、悪質巧妙化しているため、本市は、警察など関係機関等と連携を図りながら、各種媒体を活用した広報啓発・注意喚起や地域住民と連携した防止対策などをより一層積極的に行っていきます。

【具体的な取組内容】

- 詐欺被害抑止のための広報
- 防犯機能付き電話機設置等補助
- 防災情報メールや市の公式LINEによる犯罪情報の提供
- 市窓口等を活用した被害防止の呼びかけ
- 市民安全推進課での電話相談

3 地域防犯力の向上

市民が安全で安心して暮らせるためには、地域防犯力の向上が重要となります。しかしながら、市民アンケート調査では防犯活動に参加する市民の割合が減少しており、団体アンケート調査でも参加者の高齢化、固定化、減少が課題になっています。

そのため、地域の若い世代や退職者世代を中心とした多様な主体が地域防犯活動団体へ参画するよう取り組みます。

また、地域の安全に貢献する企業づくりの推進や誰もが負担なく気軽に参加できるよう、きっかけづくりなど活動参加者の育成・確保に取り組むとともに、住民間の連携、情報共有などを進め、より効果的、効率的な活動を推進します。

さらに、町内会・自治会の地域活動への参加促進や、多様な主体が連携しながら地域課題の解決に取り組む団体である「ひろしまLMO」の設立・運営に関する支援等に取り組む、地域の連帯意識や一体感の醸成などにより、住民が安全で安心を実感できる状況を目指し、地域防犯力の向上に向けた好循環を創ります。

【具体的な取組内容】

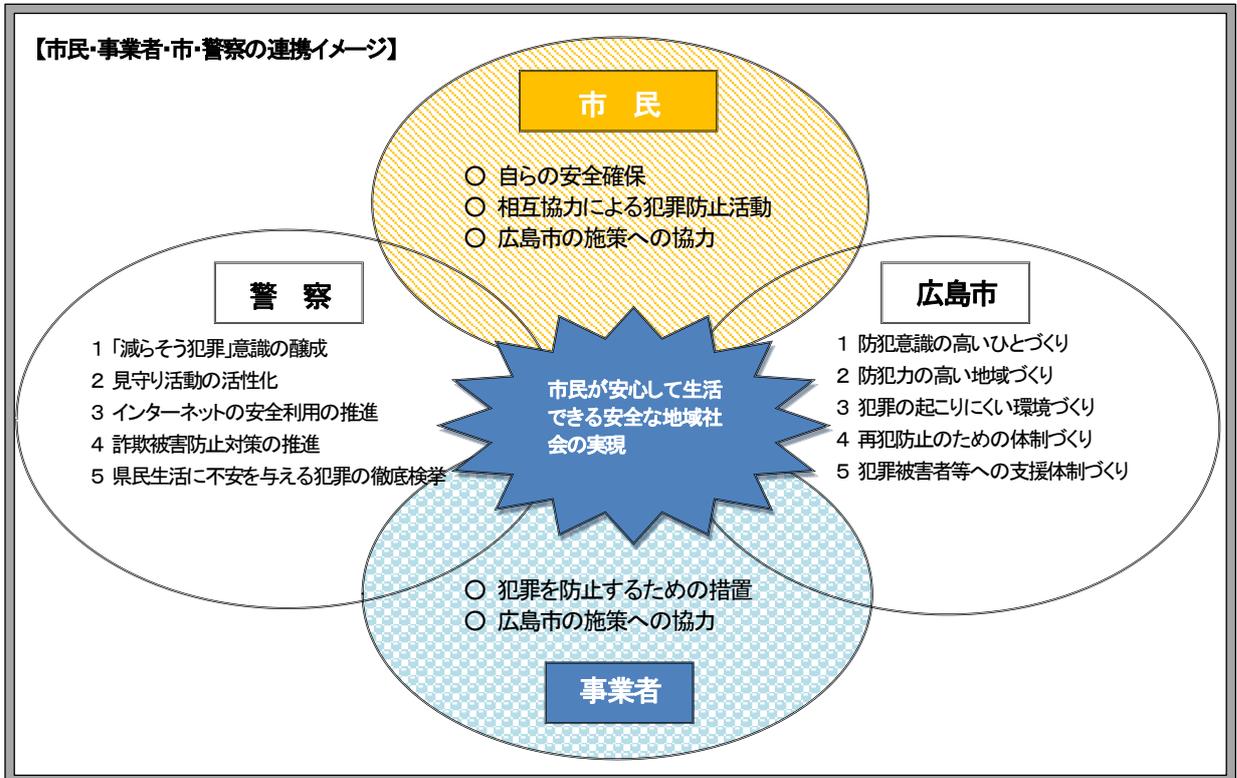
- 若い世代や退職者世代の地域防犯活動団体への参画促進
- 地域の安全に貢献する企業づくりの推進（従業員が地域防犯活動へ参画しやすい環境づくり）
- あいさつ運動や通勤を利用した見守り活動など町内会等地域単位で取り組む活動の促進
- 各団体、事業者、区役所、関係機関等の連携強化
- 事業者や大学生の参加促進
- 先進活動事例等の情報提供
- 防犯リーダー等の人材育成への支援

第6章 計画の推進

1 全市的な推進体制

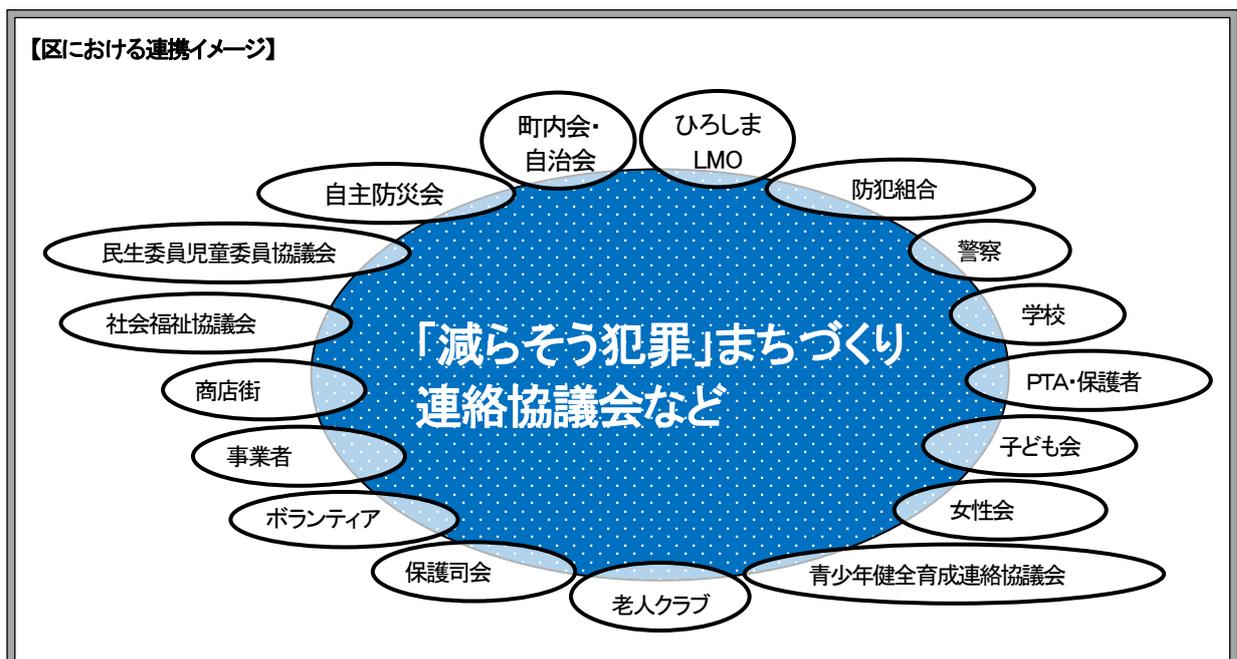
市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、市民や事業者、市などがそれぞれの役割を果たし、相互に協力する必要があります。

これらに加えて、警察などの関係機関とも連携を図ることにより、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを総合的に推進します。



(1) 各区における連携

各区の「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会等の地域防犯活動団体を中心に、区民や事業者、区役所、関係機関等が連携し、区の実情や特性に応じた犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進します。



(2) 繁華街・歓楽街における連携

流川・薬研堀地区においては、地元町内会・自治会・商店街、国、県、警察、関係機関・団体、市が構成員となった「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」により、安全で誰もが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちづくりを推進してきました。平成30年4月に「第3次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を策定し、地元・市・警察の3者を中心とした「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会」に変更し、推進協議会の構成員が連携・協働して、リバークリーン作戦による環境浄化活動を行うなど施策を展開しています。

2 本市の推進体制

(1) 広島市安全なまちづくり推進協議会

学識経験者、各種団体の関係者、関係行政機関の職員及び公募委員で構成される「広島市安全なまちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証・評価するとともに、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する重要な施策等を審議します。

(2) 庁内推進体制

犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策に関係する部局の課長級職員で構成する「広島市安全なまちづくり推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を推進します。

3 計画の進行管理

計画の着実な実施を図るため、毎年度、「広島市安全なまちづくり行動計画」を策定するとともに、実施状況の評価を行い、適切な進行管理に努めます。

付 属 資 料

用語解説	26
広島市安全なまちづくり推進条例	28
広島市安全なまちづくり推進協議会規則	30
広島市安全なまちづくり推進協議会委員名簿	31
地域防犯活動に参加してみませんか	32

用 語 解 説

番号	用 語	解 説
1	刑法犯認知件数	警察において、被害の届出・告訴・告発を受理するなど、刑法犯の発生を確認した件数
2	犯罪率	一定の人口当たりで発生した犯罪の認知件数。本計画では、人口千人当たりの犯罪率を掲載（＝刑法犯認知件数／人口×1,000）
3	体感治安	人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の情勢
4	不安に感じる犯罪	自転車盗、車上ねらい、器物損壊等、侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入、不同意性交等、不同意わいせつの8罪種。
5	再犯者	前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者
6	再非行少年	前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年
7	保護司	犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性をいかし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。
8	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から金品をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む）の総称
9	SNS型投資詐欺	SNSなどを通じて、会うことなくやりとりを続け、投資アプリに誘導するなどし、実際には利益が出ていないのに偽の表示で儲かっているかのように見せかけて安心させ、架空の投資を継続させながら、投資金名目や利益の出金手数料名目などで金銭をだまし取る詐欺
10	SNS型ロマンス詐欺	SNS、マッチングアプリなどを通じて会うことなくやりとりを続け、恋愛感情や親近感を抱かせながら、投資に誘導し、投資金名目や出金手数料名目などで、交際の継続等を前提とした様々な名目で金銭をだまし取る詐欺
11	持続可能な開発目標(SDGs)	SDGs : Sustainable Development Goals 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、「誰一人取り残さない」社会を実現するための国際社会全体の目標。貧困や飢餓、保健、教育等、17の目標が設定されている。平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の後継で、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までを期限としている。
12	矯正施設	法務省が設置する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院、少年鑑別所の総称。本市には、広島刑務所、広島拘留所、広島少年鑑別所が所在している。

13	少年サポートセンターひろしま	非行防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、市庁舎の一室に本市職員と広島県警察職員とが常駐し、非行防止から立ち直り支援までの一貫した支援を行う活動拠点
14	防災情報メール	市民の防災対策などに役立てるため、本市があらかじめ登録された携帯電話やパソコンに、防災や防犯に関する緊急かつ重要な情報を配信する電子メール
15	こども110番の家	こどもたちが不審者等により危険にさらされ、助けを求めてきた場合に、緊急避難場所として、一時的に保護し、警察や学校、保護者などの関係機関へ連絡するところ（個人宅や店舗等）
16	ながら見守り活動	通勤、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やりなどの日常生活を行う際、防犯の視点を持ってこどもなどの見守りを行うこと。また、企業によるCSR活動の一環として、事業者が、日常の事業活動を行いながらこどもなどの見守りを行うこと
17	防犯資機材	蛍光ベスト、携帯強カライト、誘導灯など
18	地域防犯カメラ設置補助	地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援することを目的として、町内会などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助金として交付
19	安全なまちづくり功労表彰	防犯活動などの自主的な活動を続けている個人・団体のうち、安全なまちづくりに顕著な功績又は功労のあった個人・団体を毎年10月に開催する式典で表彰
20	セーフティステーション活動	コンビニエンスストアによるまちの安全・安心の拠点としての活動
21	こむねっとひろしま	町内会・自治会等が容易にホームページを開設できるよう、本市が無料で提供するホームページ作成システム
22	一家一事業所一点灯運動	夜間、家庭や事業所の門灯や玄関灯を点灯させて、犯罪が起こりにくく、安心して夜も歩ける環境をつくる運動
23	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動
24	広島被害者支援センター	犯罪被害に遭われた被害者とその家族を支援する公益社団法人で、広島県公安委員会指定の「犯罪被害者等早期援助団体」である。電話相談や面接相談（予約制で弁護士・臨床心理士による対応あり）のほか、裁判所等への付き添いなどの直接的支援活動も行っている。

広島市安全なまちづくり推進条例

平成 16 年 6 月 28 日
条例第 43 号

本市は、国際平和文化都市を都市像に掲げ、国内外から多くの人々が訪れ交流する都市、市民が安心して暮らせる安全で人に優しい都市を目指して、これまでたゆみない努力を重ねてきた。

しかし、近年、社会環境が大きく変化する中、本市における犯罪の発生件数は増加の傾向にあり、また、その犯罪の多くを街頭犯罪や侵入犯罪など市民の身近なところで発生する犯罪が占めており、子どもや高齢者を始めとした市民の安全で平穏な生活が脅かされている。

こうした状況に対し、自分たちのまちは自分たちで守るという意識から、犯罪を防止するための市民の自主的な取組が多く地域の地域で始まっている。

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、こうした取組をさらに発展させるなど、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを総合的に推進することが重要であり、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組んでいく必要がある。

このような認識の下、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪の起こりにくい安全なまちづくり(以下「安全なまちづくり」という。)の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(本市の責務)

第 2 条 本市は、次に掲げる施策を実施する等安全なまちづくりを市民及び事業者との協働により推進しなければならない。

- (1) 安全なまちづくりに関する市民及び事業者の意識の啓発
- (2) 安全なまちづくりに関する市民及び事業者の自主的な活動に対する支援
- (3) 安全なまちづくりに資する都市環境の整備
- (4) その他安全なまちづくりを推進するため必要な事項

(市民の責務)

第 3 条 市民は、自らの安全を確保し、及び相互に協力して犯罪を防止するための活動を行うよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、地域社会を構成する一員として、犯罪を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第 5 条 市長は、安全なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、安全なまちづくりの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島市安全なまちづくり推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(モデル地域の指定)

第6条 市長は、安全なまちづくりを推進することが特に必要であると認められる地域を、安全なまちづくりモデル地域として指定することができる。

2 市長は、安全なまちづくりモデル地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域に関係すると認められる団体等の意見を聴くものとする。

(関係行政機関等との連携)

第7条 市長は、安全なまちづくりの推進に当たっては、関係行政機関及び関係団体との緊密な連携を図らなければならない。

(広島市安全なまちづくり推進協議会)

第8条 安全なまちづくりに関する施策及び市長が必要と認める事項について審議するため、広島市安全なまちづくり推進協議会を置く。

2 前項の協議会の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

広島市安全なまちづくり推進協議会規則

平成 16 年 6 月 30 日
規則第 55 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市安全なまちづくり推進条例(平成 16 年広島市条例第 43 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、広島市安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策及び市長が必要と認める事項について審議するものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体の関係者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、市民局市民安全推進課において処理する。
(平 18 規則 54・一部改正)

(委任規定)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 54 号 抄)

- 1 この規則中第 1 条の規定及び次項から第 9 項までの規定は平成 18 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

広島市安全なまちづくり推進協議会委員名簿

令和8年●月●日現在

(五十音順)

氏名	選出区分	団体名等	備考
いけ だ ゆ み 池 田 ゆ み	各種団体の関係者	公益社団法人広島被害者支援センター	
いな むら まさ き 稲 村 勝 樹	学識経験者	広島市立大学大学院情報科学研究科准教授	副会長
いわ さき しょう た 岩 崎 翔 太	市民委員		
かね こ かず やす 金 子 和 泰	各種団体の関係者	広島市青少年健全育成連絡協議会	
かり や あゆみ 狩 谷 あゆみ	学識経験者	広島修道大学人文学部教授	会長
かん どり よし らみ 香 取 善 文	各種団体の関係者	広島県コンビニエンスストア防犯連絡協議会	
たけ しげ こう じ 竹 重 幸 司	関係行政機関の職員	広島県警察本部	
どう もと すみ こ 堂 本 澄 子	各種団体の関係者	公益財団法人広島市老人クラブ連合会	
とみ た まもる 富 田 守	各種団体の関係者	吉島学区防犯組合連合会	
なが おか とし こ 永 岡 敏 子	市民委員		
にし だ えい じ 西 田 英 治	各種団体の関係者	広島市地区保護司会連絡協議会	
もん でん けい こ 門 田 圭 吾	各種団体の関係者	広島市暴力追放監視防犯連合会	
やま さき とし え 山 崎 俊 恵	学識経験者	広島修道大学法学部教授	
やま しげ けん ぞう 山 重 憲 三	各種団体の関係者	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	
わ だ たか あき 和 田 高 明	各種団体の関係者	公益社団法人広島県防犯連合会	

地域防犯活動に参加してみませんか

安心して生活できる安全なまちを実現するためには、市民の皆さんの自主的な活動がとても重要です。

合言葉は「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」

「地域の安全」は、日常生活、気配りの中から始まります。まずは一人一人が、無理なくできることに取り組んでみましょう。

防犯活動例

- 住民同士の声かけ・あいさつ
 - 犬の散歩、買物などの「ついで」を利用したパトロール、見守り
 - 夜間の門灯点灯
- ※ 広島市では、一家一事業所一点灯運動を推進しています。門灯点灯については、広島市のホームページ「一家一事業所一点灯運動にご協力をお願いします」をご覧ください。

防犯活動を継続するためのポイント「気楽に、気長に、危険なく」

気楽に	気負わず、肩ひじを張らず、日常生活の一部として気楽に取り組みましょう。おしつけや義務になってしまうと、長続きしません。
気長に	取組を継続することで、やがて子どもや地域の人たちと顔見知りになり、地域安全の輪が広がって、犯罪の起こりにくい環境づくりにつながります。
危険なく	交通事故やけがなどには十分気をつけるとともに、危険な場面では無理をせず、警察に通報しましょう。

「防犯パトロール活動」「こどもの見守り活動」にご参加を

現在、多くの団体・個人の方々に、自主的な防犯活動に取り組んでいただいておりますが、地域によっては、活動者の固定化や高齢化、後継者不足などの課題を抱えておられるところもあります。

地域の自主防犯活動を活性化させるために、新たに活動に参加していただける人が求められています。

主な自主防犯活動の紹介

防犯パトロール活動	地域の犯罪発生場所や、住民が不安を感じている場所などを、徒歩や青色防犯パトロール車などでパトロールします。
こども見守り活動	登下校の時間帯に、通学路の要所や交差点などで、児童の安全を見守る活動です。

自主防犯活動には、この他にも、危険個所の点検や美化清掃など地域に応じた活動や、警察、区役所などが開く防犯イベントでの啓発活動に協力するなど、様々な形態があります。

※ 青色防犯パトロールを実施するには、要件があり、警察等への申請が必要です。

自主防犯活動への支援

広島市では、防犯パトロールに必要な蛍光ベスト、誘導灯、携帯強カライト、青色回転灯などの資機材の提供、貸出をしています。資機材の提供については、広島市ホームページ「自主防犯パトロール隊への資機材の提供、貸出」をご覧ください。

また、市民活動保険制度（ボランティア活動中に負傷等した場合に、一定の要件のもとで補償金が給付される制度）があります。市民活動保険制度については、広島市ホームページ「市民活動保険」をご覧ください。